

<記載要領> 財産形成貯蓄等払戻請求書兼解約申込書

- 退職前に解約する場合は、この申込書を総務事務センターに提出してください。
※退職した後に解約手続きをする場合、契約金融機関の専用用紙を使用してください。
- 印鑑は、財形で届出ている印鑑（厚生会登録印・銀行印とは異なります）を押してください。
訂正する場合は、訂正印としてお届け印を押してください。（氏名・金額欄は訂正できません。）
- 住所等の届出内容に変更がある場合は、同時に諸変更申込書も提出してください。
- 本人控に受付印を押して返送しますので、外さずに提出してください。
- 個人番号が必要な申込書については、福利厚生課にて付記した上で提出します。（平成 28 年 4 月 1 日付公文通知に掲載）

（払戻）
金融機関用

様式第 5 号 - 1 財産形成貯蓄等払戻請求書兼解約申込書

取得した個人情報、個人情報は、個人情報保護法に基づき、各金融機関の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲において利用いたしますので、ご確認の上でお申込み下さい。各金融機関の業務、利用目的の詳細は、ホームページ、店頭のパoster、またはパンフレット等にて公表しております。詳しくは各金融機関へお問合せ下さい。
取得した個人情報は、財形貯蓄手続きに必要な範囲内で、総幹事銀行（西日本シティ銀行）に提供しますので、ご同意の上でお申込み下さい。

平成 年 月 日

店 御中

氏名 〇〇〇〇 満()才

性別 男 女

フリガナ 〇 〇 〇 〇 〇

職員コード 〇 〇 〇 〇 〇 〇

郵便番号 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇

生年月日 〇〇年 〇月 〇日

フリガナ 〇 〇 〇 〇 〇

お届印

住所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

（**自宅住所**）

所属コード 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

先 所 属 名 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

電話 (099) - (099) 内線 (099)

印 〇

印鑑は3・4枚目にも押印。

印 〇

① 解約 ② 住宅等の取得 ③ その他

① 退職 ② 住宅等の取得 ③ その他

振込指定 〇 〇 〇 〇 〇 〇

口座 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

店 科 目

口座 〇 〇 〇 〇 〇 〇

番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

この金額は既払戻請求額であり実際の払戻額が請求額より多くなってしまいました。（預立定期預金は一部払戻できませんのでご注意ください。）

解約手数料減免の指定 (合同運用信託の場合にご指定ください。 (該当分に))

1. 減免扱いを希望する。なお今後の積立は、新しく別口座を開設して行う。
4. 既口座 (No)でを行う。
2. 減免扱いを希望しない。

印 〇

いづれか、財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書
抹消し 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書

税務署長殿 平成 年 月 日

フリガナ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

氏名 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

住所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

印 〇

下記の { 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第 4 条の 3 第 1 項… (財形年金) } いずれか、
{ 財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第 4 条の 2 第 1 項… (財形住宅) } 一方を抹消
の規定の適用を受けることをやめたので、この旨申告します。

種 別	預貯金	合同運用信託	有価証券
最 高 限 度 額	万円		
	0 0 0 〇 〇		
所 在 地	所在地 (※下表参照の上ご記入下さい)		
勤 務 先 名 称	同上		
所 在 地	同上		
貸 金 の 支 払 者 名 称	同上		
所 在 地	同上		

受入機関の受領日付印

2005.6.(D)③

該当するもの 1 つに印をつけてください。
複数の財形を解約するには、
財形の種類ごとに解約申込書
を提出。

財形貯蓄、年金・住宅の要件
外解約の場合は区分「1解約」
及び理由に〇印をつけてください。
住宅の要件内の払戻の場合は
区分「1解約」または「2一部
払戻」及び理由「2住宅等の取得」
に〇印をつけてください。
振込指定口座ももれなく記入。

年金・住宅の場合は必ず記入・
押印してください。

名称	所在地
福岡市役所 ※	福岡市中央区天神1-8-1
福岡市教育委員会	福岡市中央区天神1-8-1
福岡市水道局	福岡市博多区博多駅前1-28-15
福岡市消防局	福岡市中央区舞鶴3-9-7
福岡市交通局	福岡市中央区大名2-5-31
(外郭団体の場合はその名称)	(外郭団体の場合は、その団体の本部所在地)

※区役所、人事委員会・監査・農業委員会・選挙管理委員会事務局等を含む。